

Q 労働者が9人以下の事業場で1ヵ月単位の変形制をとる場合は、必ず労使協定によらなければなりませんか

A 労働者が9人以下の事業場では、1ヵ月単位の変形制の導入にあたっては、労使協定の締結・届出の方法によるほか、就業規則またはこれに準ずるものに規定し周知する方法も認められています。

なお、この準ずるものに関し、9人以下の事業場においては、就業規則の作成・届出義務はありませんが、就業規則を作ることは労働条件の明確化等の観点からむしろ望ましいことです。